

外国運転免許証を日本の免許証に切り替えるための 「日本語による翻訳文」についてのご案内

一般社団法人日本自動車連盟（JAF）

外国運転免許証の日本の免許証への切替について

- ・外国の行政庁が発行した運転免許証は、運転免許センターにて日本の運転免許証への切り替え（以下、**外免切替**と表記）申請を行うことができます。
- ・外免切替を行うためには、以下の2つの条件を満たすことが必要となります。
 - ①外国免許証が有効であること（有効期限の切れた免許証は切り替えできません）
 - ②外国免許証を取得した日から通算で3カ月以上その国に滞在したことが証明できること

※免許センターでの外免切替の一般的な手順

①申請書類提出→②適性試験→③交通規則の知識確認→④運転技能の確認（運転免許センター内コースを実際に走行）→⑤日本の運転免許証取得

〔提出書類、申請手数料、試験などの詳細につきましては、お住まいの地域を管轄する運転免許センターに直接お問合せ下さい。〕

「日本語による翻訳文」について

- ・当連盟（JAF）が発行する外国免許証の「日本語による翻訳文」は、外免切替申請を行う際に必要な書類の一つです。（翻訳文は免許証の切替を保証するものではありません。外免切替についての不明な点等はお住まいの地域を管轄する運転免許センターに直接お問合せ下さい。）
- ・お申込は、JAF 各支部の翻訳文発行窓口にて承ります。ただし、免許証によっては JAF では翻訳文を発行できないことがあります。また、JAF 以外にも在日外国大使館や領事館でその国の免許証の翻訳文を発行しているところがあります。

【申込方法】

下記必要書類を最寄りの JAF 支部翻訳窓口へお持ち下さい。（ご本人がお越しいただけない場合は、代理人を通じて申請手続きを行うこともできます）

<必要書類>

①**外国免許証翻訳文発行申請書**： JAF ホームページ <http://www.jaf.or.jp> からダウンロードできます。インターネットをご利用できない場合は FAX 等でお送りいたしますので最寄りの JAF 支部へお電話にてご連絡ください。

②**外国運転免許証(原則として原本)**： 免許証原本はコピーを取らせていただいた後、すぐにお返しいたします。免許証原本を持参できない場合はコピーでも構いませんが、免許証の記載事項が確実に読み取れるよう、免許証の表・裏両面とも、なるべくカラーで鮮明なコピーをご用意下さい。

※中華人民共和国免許証の場合は副頁、フィリピン共和国免許証の場合はオフィシャルレシートが必要となります。

③**在留カードコピーまたは住民票コピー等**： アラビア語やロシア語で記載された免許証や、大韓民国・タイ王国・ミャンマー連邦などで発行された免許証の場合のみ必要となります。

<発行料金>

免許証 1 通につき 3,000 円。

※免許センターでの外免切替申請が却下された場合でも、翻訳文発行に関する料金の返金はいたしかねます。また、紛失等により再発行する場合も同一の発行料金がかかります。

<所要日数>

即日～2週間程度。国や免許証内容、取扱窓口等により、翻訳文作成に要する日数が異なる場合がありますので、所要日数については、事前に支部へお問合せください。

※特に上記③に記載した免許証の翻訳には、約2～3週間かかります。



＜窓口にお越しただけない場合は、郵送によるお申込みも可能です＞

・上記申請書および免許証のコピー（表・裏両面とも、なるべくカラーで鮮明なコピー）に発行料金【3,000円】と返送料（手数料を含む）【500円】を添えて現金書留でお送り下さい。

※中華人民共和国免許証の場合は副頁のコピー（表・裏両面）、フィリピン共和国免許証の場合はオフィシャルレシートのコピーが必要となります。

※二つ以上の免許証を翻訳依頼する場合の返送料については、同一住所宛に翻訳文を複数枚送付する場合は、2通までは500円、3通以上は600円となります。

※現金書留の送付方法等は郵便局にお問合せください。

・日本国内からのお申込に限ります。また、返送先は申請書に記載された日本国内のご住所に限ります。

・お申込みいただいてからお届けするまで通常1～2週間程度（前頁③に記載した免許証の翻訳には、約2～3週間程度）かかります。

※海外からの申請・送金および海外への翻訳文の送付はお受けしておりませんので、ご注意ください。

＜その他＞

国際免許証の翻訳は行っておりませんのでご注意ください。「日本語による翻訳文」は、翻訳を行った運転免許証の有効期限と同一です。ただし、運転免許証を更新したり、記載内容に変更があった場合（住所変更等）は再取得する必要があります。

※個人情報の取り扱いについて

当連盟は、翻訳文発行業務を通じ取得した個人情報を、当該業務を適切に実施する目的にのみ利用し、原則的に本人の同意のない限り第三者へ開示することはありません。ただし、翻訳文を発行するために、必要な個人情報を当連盟の業務委託先に預託する場合があります。また、法令等に基づき裁判所・警察機関等の公的機関から個人情報の開示・提供請求があった場合には、当該機関に提供することがあります。